

ウ 抗告人の第4事件に係る申立てを却下する。

(6) 抗告人と相手方は、本案審判を不服としていずれも即時抗告をし、抗告人は、原審判を不服として本件抗告をした。

抗告人と相手方は、抗告人と未成年者の面会交流に関し、その可否及び条件等をめぐって現在も激しく争っている。

3 抗告人は、本案審判の確定を待たずに抗告人と未成年者の面会交流を実施する必要があることの理由として、平成29年4月26日付け抗告理由書（別紙1）及び同年6月6日付け抗告趣意補充書（別紙2）のとおり主張する。しかし、抗告人と未成年者の面会交流は平成28年9月以降一度も実施されていない（2(4)）ものの、これにより未成年者その他の利害関係人に急迫の危険（家事事件手続法157条1項）が生じ、又は生じるおそれがあると認めるに足りる資料はない。抗告人は、抗告人との交流が遮断されていることにより未成年者は精神的負担を負っており、そのこと自体が急迫の危険であるとも指摘するが、記録によっても、未成年者が、抗告人との面会交流を本案審判の確定前に実施しなければならないほどの精神的負担を負っているかどうかは判然とせず、他に、本案審判の確定前に面会交流を実施しなければ未成年者の福祉を著しく害するなどの事情は認められない。一般に、非監護親と子の面会交流は、子の健全な心身の成長や人格形成に重要な意義を有するものであり、本案の審理に一定の時間を要するとしても、その可否の判断も含めて適切な面会交流の在り方を定めることが肝要というべきであって、とりわけ、抗告人と相手方が面会交流の実施の可否及びその条件等をめぐって激しく争っている（2(3)ないし(6)）本件においては、拙速に仮の面会交流を実施して未成年者の福祉を損なうような事態は避けなければならない。以上を考慮すると、現時点において審判前の保全処分として仮の面会交流を認める必要はないというべきであり、抗告人の上記主張は理由がない。

4 よって、抗告人の審判前の保全処分の申立てを却下した原審判は相当であ

り、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成29年6月26日

東京高等裁判所第■民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官